



新型コロナウイルス感染症 ～令和6年4月からの変更点～

●問い合わせ／健康推進係 ☎53-3333

新型コロナウイルスワクチン接種について

『特例臨時接種』として、国の指示に基づき実施してきた新型コロナウイルスワクチン接種ですが、令和6年4月からは、町が実施する『定期接種』として、次のとおり変更となります。

なお、定期接種の対象とならない人や定期接種の期間外に接種を希望する人は、『任意接種』として全額自己負担で接種を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。

定期接種の実施方法などの詳細が決まり次第、改めて広報誌などでお知らせします。

	今まで	令和6年4月から
接種の種類	特例臨時接種 ※まん延予防防止などの緊急性が認められる際、国の指示に基づき市町村等が実施する臨時の接種のこと	定期接種 ※対象者や実施期間、ワクチンの種類などが、予防接種法で定められている接種のこと
対象者	生後6カ月以上の人	65歳以上の人※
接種時期	通年	秋から冬
接種費用	無料	一部自己負担あり(金額未定)

※60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能の障がいまたはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能の障がいをもつ人も対象

医療費に係る自己負担等について

新型コロナウイルス感染症の治療費および入院医療費の公費支援(国からの支援)は、令和6年3月31日で終了しました。令和6年4月1日からの医療費は、他の疾病と同様に、一部自己負担となります。

	今まで	令和6年4月から
治療費の自己負担額	1万円	1～3割※
入院費の公費支援	3千円から9千円(上限)	公費負担なし

※個々の医療費負担の状況により、高額療養費制度の対象となります